

○国土交通省告示第七百二十三号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第六条第二項及び第三項並びに第六条の二第一項の規定に基づき、この告示を制定する。

平成二十八年五月二日

国土交通大臣 石井 啓一

防火設備の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号。以下「施行規則」という。）第六条第二項及び第三項並びに第六条の二第一項の規定に基づき、防火設備について建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第十二条第三項に規定する検査及び同条第四項に規定する点検（以下「定期検査等」という。）の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を次のように定める。

第一 定期検査等は、施行規則第六条第二項及び第六条の二第一項の規定に基づき、次の各号に掲げる別表第一から別表第四までの（い）欄に掲げる項目に応じ、同表（ろ）欄に掲げる事項（ただし、法第十二条第四項に規定する点検においては損傷、腐食、その他の劣化状況に係るものに限る。）について、同表（は）欄に掲げる方法により実施し、その結果が同表（に）欄に掲げる基準に該当しているかどうか

かを判定することとする。ただし、特定行政庁が規則により定期検査等の項目、事項、方法又は結果の判定基準について定める場合（定期検査等の項目若しくは事項について削除し又は定期検査等の方法若しくは結果の判定基準について、より緩やかな条件を定める場合を除く。）にあつては、当該規則の定めるところによるものとする。

一 防火扉 別表第一

二 防火シャッター 別表第二

三 耐火クロススクリーン 別表第三

四 ドレンチャ―その他の水幕を形成する防火設備（以下「ドレンチャ―等」という。） 別表第

四

2 前項の規定にかかわらず、法第六十八条の二十五第一項又は法第六十八条の二十六第一項に規定する認定を受けた構造方法を用いた防火設備に係る定期検査等については、当該認定に係る申請の際に提出された施行規則第十条の五の二十一第一項第三号に規定する図書若しくは同条第三項に規定する評価書又は施行規則第十条の五の二十三第一項第三号に規定する図書に検査の方法が記載されている場合にあつては、当該方法によるものとする。

第二 防火設備の検査結果表は、施行規則第六条第三項の規定に基づき、次の各号に掲げる防火設備の種類に応じ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 防火扉 別記第一号
 - 二 防火シャッター 別記第二号
 - 三 耐火クロススクリーン 別記第三号
 - 四 ドレンチャ―等 別記第四号
- 附 則

この告示は、平成二十八年六月一日から施行する。

別表第一

(四)	(三)	(二)	(一)	
危害防止装		扉、枠及び金物	防火 設置場所の 周囲状況	(い) 検査項目
			閉鎖の障害となる物 品の放置の状況	(ろ) 検査事項
作動の状況	扉、枠及び金物の劣 化及び損傷の状況	扉の取付けの状況	目視により確認する。	(は) 検査方法
扉の閉鎖時間をスト	目視により確認する。	目視又は触診により 確認する。	物品が放置されてい ることにより防火扉 の閉鎖に支障がある こと。	(に) 判定基準
運動エネルギーが十	変形、損傷又は著し い腐食があること。	取付けが堅固でない こと。		

(五)	
機 構 連 動	
熱感知器 熱煙複合式 感知器及び 熱感知器	置
設置位置	
目視により確認する とともに、必要に応 じて鋼製巻尺等によ り測定する。	ツプウオッチ等によ り測定し、扉の質量 により運動エネルギー を確認するとともに に、プッシュプルゲ ージ等により閉鎖力 を測定する。
煙感知器又は熱煙複 合式感知器にあつて は昭和四十八年建設 省告示第二千五百六 十三号第一第二号ニ (2)に掲げる場所に設 けていないこと。熱 感知器にあつては昭	ジュールを超えるこ と又は閉鎖力が百五 十ニュートンを超え ること。

(六)	
感知の状況	
(十六)の項又は(十七)の項の点検が行われるもの以外のものを対象として、加煙試験器、加熱試験器等により感知の状況を確認する。ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検	
適正な時間内に感知しないこと。	和四十八年建設省告示第二千五百六十三号第一第二号ニ(2)(i)及び(ii)に掲げる場所に設けていないこと。

(八)	(七)	
-----	-----	--

連動制御器	温度ヒューズ装置	
スイッチ類及び表示灯の状況	設置の状況	
目視により確認する。	目視により確認する。	査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することとで足りる。
スイッチ類に破損があること又は表示灯が点灯しないこと。	温度ヒューズの代わりに針金等で固定されていること、変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は油脂、埃、塗料等の付着があること。	

()	(十二)	(十一)	(十)	(九)
-----	------	------	-----	-----

予備電源 連動機構用				
	劣化及び損傷の状況	予備電源への切り替えの状況	接地の状況	結線接続の状況
	目視により確認する。	常用電源を遮断し、作動の状況を確認する。	回路計、ドライバー等により確認する。	目視又は触診により確認する。
	変形、損傷又は著しい腐食があること。	自動的に予備電源に切り替わらないこと。	接地線が接地端子に緊結されていないこと。	断線、端子の緩み、脱落又は損傷等があること。

()

十三	(十四)	(十五)	
自動閉鎖装置			
容量の状況	設置の状況	再ロック防止機構の作動の状況	
予備電源試験スイッチ等を操作し、目視により確認する。	目視又は触診により確認する。	閉鎖した防火扉を、連動制御器による復旧操作をしない状態で閉鎖前の位置に戻すことにより、作動の状況を確認する。	
容量が不足していること。	取付けが堅固でないこと又は変形、損傷若しくは著しい腐食があること。	防火扉が自動的に再閉鎖しないこと。	

総合的な作動の状況

防火扉の閉鎖の状況

煙感知器、熱煙複合式感知器若しくは熱感知器を作動させ、又は温度ヒューズを外し、全ての防火扉(十七)の項の点検が行われるものを除く。の作動の状況を確認する。ただし、連動機構用予備電源ごとに、少なくとも一以上の防火扉について、予備電源に切り替えた状態で作動の状況を確認する。	防火扉が正常に閉鎖しないこと又は連動制御器の表示灯が点灯しないこと若しくは音響装置が鳴動しないこと。
---	--

防火区画（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第百十二条第九項の規定による区画に限る。）の形成の状況

当該区画のうち一以上を対象として、煙感知器又は熱煙複合式感知器を作動させ、複数の防火扉の作動の状況及びその作動による防火区画の形成の状況を確認する。

防火扉が正常に閉鎖しないこと、連動制御器の表示灯が正常に点灯しないこと若しくは音響装置が鳴動しないこと又は防火区画が適切に形成されないこと。

別表第二

(三)	(二)	(一)	
するものに 常的に開閉 するものに	駆動装置（ (二)の項から (四)の項まで の点検につ いては、日 常的に開閉	防火 シヤ ツタ 設置場所の 周囲状況	(い) 検査項目
		閉鎖の障害となる物 品の放置の状況	(ろ) 検査事項
目視により確認する	目視、聴診又は触診 により確認する。	目視により確認する	(は) 検査方法
巻取りシャフトと開 閉機のスプロケット	取付けが堅固でない こと。	物品が放置されてい ることにより防火シ ャッターの閉鎖に支 障があること。	(に) 判定基準

	(四)	(五)
--	-----	-----

限る。）		
	軸受け部のブラケット、ベアリング及びスプロケット又はロープ車の劣化及び損傷の状況	ローラチェーン又はワイヤロープの劣化及び損傷の状況
	目視、聴診又は触診により確認する。	目視、聴診又は触診により確認する。
に心ずれがあること。	変形、損傷、著しい腐食、異常音又は異常な振動があること。	腐食があること、異常音があること若しくは歯飛びしていること、又はたるみ若しくは固着があること。

(六)	(七)	(八)
-----	-----	-----

カーテン部	ケース
スラット及び座板の劣化等の状況	劣化及び損傷の状況
防火シャッターを閉鎖し、目視により確認する。	目視により確認する。
スラット若しくは座板に変形、損傷若しくは著しい腐食があること又はスラットに片流れ若しくは固着があること。	変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は固定ボルトの締め付けが堅固でないこと。
スラット若しくは座板に変形、損傷若しくは著しい腐食があること又はスラットに片流れ若しくは固着があること。	ケースに外れがあること。

(十二)	(十一)	(十)	(九)
------	------	-----	-----

まぐさ及びガイドレール		危害防止装置	
劣化及び損傷の状況		危害防止用連動中継器の配線の状況	
目視により確認する		目視により確認する	
まぐさ若しくはガイドレールの本体に変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は遮煙材に著しい損傷若しくは脱落があること。		劣化、損傷又は脱落があること。	
目視により確認する		目視により確認する	
容量が不足している		変形、損傷又は著しい腐食があること。	
予備電源試験スイッチ		危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状況	
危害防止装置用予備		危害防止装置用予備	

(十四)	(十三)	
------	------	--

電源の容量の状況	座板感知部の劣化及び損傷並びに作動の状況	作動の状況
チ等进行操作し、目視により確認する。	目視により確認するとともに、座板感知部を作動させ、防火シャッターの降下が停止することを確認する。	防火シャッターの閉鎖時間をストップウオッチ等により測定し、シャッターカーテンの質量により運動エネルギーを確認
こと。	変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は防火シャッターの降下が停止しないこと。	運動エネルギーが十ジュールを超えること、座板感知部が作動してからの停止距離が五センチメートルを超えること又は

(十五)	
連動機構	
煙感知器、 熱煙複合式 感知器及び 熱感知器	
設置位置	
目視により確認する とともに、必要に応 じて鋼製巻尺等によ り測定する。	するとともに、座板 感知部の作動により 防火シャッターの降 下を停止させ、その 停止距離を鋼製巻尺 等により測定する。 また、その作動を解 除し、防火シャッタ ーが再降下すること を確認する。
煙感知器又は熱煙複 合式感知器にあって は昭和四十八年建設 省告示第二千五百六 十三号第一第二号ニ	防火シャッターが再 降下しないこと。

(十六)	
------	--

感知の状況	
-------	--

(七)の項の点検が行われるもの以外のものを対象として、加煙試験器、加熱試験器等により感知の状況	(二十六)の項又は(二十)
---	---------------

適正な時間内に感知しないこと。	(2)に掲げる場所に設けていないこと。熱感知器にあつては昭和四十八年建設省告示第二千五百六十三号第一第二号ニ(2)(i)及び(ii)に掲げる場所に設けていないこと。
-----------------	--

()

(十七)

温度ヒューズ装置	
設置の状況	
目視により確認する。	を確認する。ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することです。
温度ヒューズの代わりに針金等で固定されていること、変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は油脂、埃、塗料等の付着があること。	

()	(二十一)	(二十)	(十九)	十八
-----	-------	------	------	----

連動制御器			
スイッチ類及び表示灯の状況	結線接続の状況	接地の状況	予備電源への切り替えの状況
目視により確認する。	目視又は触診により確認する。	回路計、ドライバー等により確認する。	常用電源を遮断し、作動の状況を確認する。
スイッチ類に破損があること又は表示灯が点灯しないこと。	断線、端子の緩み、脱落又は損傷等があること。	接地線が接地端子に緊結されていないこと。	自動的に予備電源に切り替わらないこと。

二十二	(二十三)	(二十四)	(二十五)
-----	-------	-------	-------

連動機構用 予備電源		自動閉鎖装 置	手動閉鎖装 置
劣化及び損傷の状況	容量の状況	設置の状況	設置の状況
目視により確認する。 。	予備電源試験スイッチ等を操作し、目視により確認する。	目視又は触診により確認する。	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。
変形、損傷又は著しい腐食があること。	容量が不足していること。	取付けが堅固でないこと又は変形、損傷若しくは著しい腐食があること。	速やかに作動させることができる位置に設置されていないこと、周囲に障害物が

	(二十六)
	総合的な作動の状況
	防火シャッターの閉鎖の状況
	煙感知器、熱煙複合式感知器若しくは熱感知器を作動させ、又は温度ヒューズを外し、全ての防火シャッター(二十七)の項の点検が行われるものを除く。)の作動の状況を確認する
あり操作ができないこと、変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は打ち破り窓のプレートが脱落していること。	防火シャッターが正常に閉鎖しないこと又は連動制御器の表示灯が点灯しないこと若しくは音響装置が鳴動しないこと。

	防火区画（令第一百十 二条第九項の規定に よる区画に限る。） の形成の状況
。ただし、連動機構 用予備電源ごとに、 少なくとも一以上の 防火シャッターにつ いて、予備電源に切 り替えた状態で作動 の状況を確認する。	当該区画のうち一以 上を対象として、煙 感知器又は熱煙複合 式感知器を作動させ 、複数の防火シャッ ターの作動の状況及 びその作動による防 火区画の形成の状況
	防火シャッターが正 常に閉鎖しないこと 、連動制御器の表示 灯が点灯しないこと 若しくは音響装置が 鳴動しないこと又は 防火区画が適切に形 成されないこと。

を確認する。

別表第三

(二)	(一)	
駆動装置	耐火 クロ ス クリ ン	(い) 検査項目
	設置場所の 周囲状況	(ろ) 検査事項
ローラチェーンの劣 化及び損傷の状況	閉鎖の障害となる物 品の放置の状況	(は) 検査方法
目視、聴診又は触診 により確認する。	目視により確認する。	(に) 判定基準
腐食があること、異 常音があること若し くは歯飛びしている こと、又はたるみ若 しくは固着があるこ と。	物品が放置されてい ることにより耐火ク ロススクリーンの閉 鎖に支障があること 。	

(六)	(五)	(四)	(三)
-----	-----	-----	-----

カーテン部	ケース	まぐさ及びガイドレール
耐火クロス及び座板の劣化及び損傷の状況	劣化及び損傷の状況	劣化及び損傷の状況
耐火クロススクリーンを閉鎖し、目視により確認する。	目視により確認すること。	目視により確認すること。
変形、損傷又は著しい腐食があること。	ケースに外れがあること。	まぐさ若しくはガイドレールの本体に変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は固定ボルトの締め付けが堅固でないこと。

(九)	(八)	(七)	
			ル
置 危害防止装			
電源の容量の状況	危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状況	危害防止用運動中継器の配線の状況	
予備電源試験スイッチ等を操作し、目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	
容量が不足していること。	変形、損傷又は著しい腐食があること。	劣化、損傷又は脱落があること。	形、損傷若しくは著しい腐食があること又は遮煙材に著しい損傷若しくは脱落があること。

(十)	(十)
-----	-----

座板感知部の劣化及び損傷並びに作動の状況	作動の状況
目視により確認するとともに、座板感知部を作動させ、耐火クロススクリーンの降下が停止することを確認する。	イ 巻取り式 耐火クロススクリーンの閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、カーテン部の質量により運動エネルギーを確認すると
変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は耐火クロススクリーンの降下が停止しないこと。	運動エネルギーが十ジュールを超えること、座板感知部が作動してから停止距離が五センチメートルを超えること又は耐火クロススクリーンが再降下しないこと

ともに、座板感知部の作動により耐火クロススクリーンの降下を停止させ、その停止距離を鋼製巻尺等により測定する。また、その作動を解除し、耐火クロススクリーンが再降下することを確認する。	ロ バランス式耐火クロススクリーンの閉鎖時間を
と。	運動エネルギーが十ジュールを超えること又は閉鎖力が百五

(十二)	
連動機構	
煙感知器、 熱煙複合式 感知器及び 熱感知器	
設置位置	
目視により確認する とともに、必要に応 じて鋼製巻尺等によ り測定する。	ストップウォッチ 等により測定し、 カーテン部の質量 により運動エネル ギーを確認すると ともに、プッシュ プルゲージ等によ り閉鎖力を測定す る。
(2)に掲げる場所に設 置する煙感知器又は熱煙複 合式感知器にあつて は昭和四十八年建設 省告示第二千五百六 十三号第一第二号ニ	十二ニュートンを超え ること。

(十三)	
感知の状況	
(二十二)の項又は(二十)の項の点検が行われるもの以外のものを対象として、加煙試験器、加熱試験器等により感知の状況を確認する。ただし	
適正な時間内に感知しないこと。	けていないこと。熱感知器にあつては昭和四十八年建設省告示第二千五百六十三号第一第二号ニ(2)(i)及び(ii)に掲げる場所に設けていないこと。

(十六)	(十五)	(十四)	
------	------	------	--

連動制御器			
接地の状況	結線接続の状況	スイッチ類及び表示灯の状況	
回路計、ドライバー	目視又は触診により確認する。	目視により確認する。	、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することです。
接地線が接地端子に	断線、端子の緩み、脱落又は損傷等があること。	スイッチ類に破損があること又は表示灯が点灯しないこと。	

(二十)	(十九)	(十八)	(十七)	
------	------	------	------	--

自動閉鎖装置	連動機構用 予備電源			
設置の状況	容量の状況	劣化及び損傷の状況	予備電源への切り替えの状況	
目視又は触診により確認する。	予備電源試験スイッチ等を操作し、目視により確認する。	目視により確認する。	常用電源を遮断し、作動の状況を確認する。	等により確認する。
取付けが堅固でないこと又は変形、損傷	容量が不足していること。	変形、損傷又は著しい腐食があること。	自動的に予備電源に切り替わらないこと。	緊結されていないこと。

(二十二)	(二十一)	
総合的な作動の状況	手動閉鎖装置	
耐火クロススクリーンの閉鎖の状況	設置の状況	
煙感知器、熱煙複合式感知器又は熱感知	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	
耐火クロススクリーンが正常に閉鎖しな	速やかに作動させることができる位置に設置されていないこと、周囲に障害物があり操作ができないこと、変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は打ち破り窓のプレートが脱落していること。	若しくは著しい腐食があること。

(二十三)	
-------	--

防火区画（令第一百十	
当該区画のうち一以	器を作動させ、全ての耐火クロススクリーン（二十三）の項の点検が行われるものを除く。）の作動の状況を確認する。ただし、連動機構用予備電源ごとに、少なくとも一以上の耐火クロススクリーンについて、予備電源に切り替えた状態で作動の状況を確認する。
耐火クロススクリー	いこと又は連動制御器の表示灯が点灯しないこと若しくは音響装置が鳴動しないこと。

二条第九項の規定による区画に限る。）の形成の状況		
上を対象として、煙感知器又は熱煙複合式感知器を作動させ、複数の耐火クロススクリーンの作動の状況及びその作動による防火区画の形成の状況を確認する。		
ンが正常に閉鎖しないこと、連動制御器の表示灯が正常に点灯しないこと又は音響装置が鳴動しないこと及び防火区画が適切に形成されないこと。		

別表第四

(三)	(二)	(一)	
開閉弁	散水ヘッド	ドレ ンチ ャー 等 設置場所の 周囲状況	(い) 検査項目
		品 の 放 置 の 状 況 作動の障害となる物	(ろ) 検査事項
開閉弁の状況	散水ヘッドの設置の 状況	目視により確認する 。	(は) 検査方法
目視により確認する	水幕を正常に形成で きな位置に設置さ れていること又は塗 装若しくは異物の付 着等があること。	物品が放置されてい ることによりドレン チャー等の作動に支 障があること。	(に) 判定基準

	(四)
	排水設備
	排水の状況
。	次に掲げる方法のいずれかによる。 イ 放水区域に放水することができ、場合にあつては、放水し、排水の状況を目視により確認する。 ロ 放水区域に放水することができない場合にあつては、放水せず、排水口のつまり等を目視により確認する
い腐食があること。	排水が正常に行われないこと。

(七)	(六)	(五)	
-----	-----	-----	--

置 加圧送水装	水源		
状況 ポンプ制御盤のスイッチ類及び表示灯の	給水装置の状況	貯水槽の劣化及び損傷、水質並びに水量の状況	
目視又は作動の状況により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	。
スイッチ類に破損があること、表示灯が点灯しないこと又は	変形、損傷又は著しい腐食があること。	変形、損傷若しくは著しい腐食があること、水質に著しい腐敗、浮遊物、沈殿物等があること又は規定の水量が確保されていないこと。	

(十)	(九)	(八)	
-----	-----	-----	--

ポンプ及び電動機 の 状況	接地の状況	結線接続の状況	
目視又は触診により 確認する。	回路計、ドライバー 等により確認する。	目視又は触診により 確認する。	
回転が円滑でないこ と、潤滑油等が必要 量ないこと、装置若 しくは配管への接続 に緩みがあること又	接地線が接地端子に 緊結されていないこ と。	断線、端子の緩み、 脱落又は損傷等があ ること。	スイッチ類が機能し ないこと。

()	(十三)	(十二)	(十一)	
-----	------	------	------	--

加圧送水装置用予備電源の容量の状況	加圧送水装置用予備電源の劣化及び損傷の状況	加圧送水装置用予備電源への切り替えの状況	
予備電源試験スイッチ等を操作し、目視により確認する。	目視により確認する。	常用電源を遮断し、作動の状況を確認する。	
容量が不足していること。	変形、損傷又は著しい腐食があること。	自動的に予備電源に切り替わらないこと。	は基礎への取付けが堅固でないこと。

十四	(十五)
	連動機構
	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器（火災感知用ヘッド等の感知装置を含む。）
圧力計、呼水槽、起動用圧力スイッチ等の付属装置の状況	設置位置
目視又は作動の状況により確認する。	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。
変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は正常に作動しないこと。	煙感知器又は熱煙複合式感知器にあつては昭和四十八年建設省告示第二千五百六十三号第一第二号ニ(2)に掲げる場所に設けていないこと。熱感知器にあつては昭和四十八年建設省告示第二千五百六十三号第一第二号ニ(2)(i)

	(十六)
感知の状況	
二十五の項又は二十 六の項の点検が行わ れるもの以外のもの を対象として、加煙 試験器、加熱試験器 等により感知の状況 を確認する。ただし 、前回の検査以降に 同等の方法で実施し た検査の記録がある 場合にあつては、当 該記録により確認す	
適正な時間内に感知 しないこと。	及び(ii)に掲げる場所 に設けていないこと 。

(二十)	(十九)	(十八)	(十七)	
------	------	------	------	--

制御器				
予備電源への切り替えの状況	接地の状況	結線接続の状況	スイッチ類及び表示灯の状況	
常用電源を遮断し、作動の状況を確認す	回路計、ドライバー等により確認する。	目視又は触診により確認する。	目視により確認する。	ることで足りる。
自動的に予備電源に切り替わらないこと	接地線が接地端子に緊結されていないこと。	断線、端子の緩み、脱落又は損傷等があること。	スイッチ類に破損があること又は表示灯が点灯しないこと。	

(二十四)	(二十三)	(二十二)	(二十一)	
-------	-------	-------	-------	--

置 手動作動装	置 自動作動装	連動機構用 予備電源		
設置の状況	設置の状況	容量の状況	劣化及び損傷の状況	
目視により確認するとともに、必要に応	目視又は触診により確認する。	予備電源試験スイッチ等を操作し、目視により確認する。	。目視により確認する。	る。
速やかに作動させることができる位置に	取付けが堅固でないこと又は変形、損傷若しくは著しい腐食があること。	容量が不足していること。	変形、損傷又は著しい腐食があること。	。

	(二十五)	
	総合的な作動の状況	
	ドレンチャー等の作動の状況	
じて鋼製巻尺等により測定する。	次のいずれかの方法により全てのドレンチャー等(二十六)の項の点検が行われるものを除く。)の作動の状況を確認する。ただし、連動機構	
設置されていないこと、周囲に障害物があり操作ができないこと、変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は打ち破り窓のプレートが脱落していること。	ドレンチャー等が正常に作動しないこと又は制御盤の表示灯が点灯しないこと。	

用予備電源ごとに、
少なくとも一以上の
ドレンチャー等につ
いて、予備電源に切
り替えた状態で作動
の状況を確認する。
イ 放水区域に放水
することができる
場合にあつては、
煙感知器、熱煙複
合式感知器又は熱
感知器を作動させ
て行う方法
ロ 放水区域に放水
することができな
い場合にあつては

	(二十六)
	防火区画（令第百十 二条第九項の規定に よる区画に限る。） の形成の状況
、放水試験による 方法	当該区画のうち、一以 上を対象として、二 十五の項（は）欄イ又は ロに掲げる方法によ り複数のドレンチャ ー等の作動の状況及 びその作動による防 火区画の形成の状況 を確認する。
	ドレンチャ―等が正 常に作動しないこと 、制御盤の表示灯が 点灯しないこと又は 防火区画が適切に形 成されないこと。

検査結果表
(防火扉)

当該検査に関与した検査者	代表となる検査者	氏 名	検査者番号
	その他の検査者		

番号	検 査 項 目	検査事項	検査結果			担当 検査者 番号	
			指摘 なし	要是正	既 存 不適格		
(1)	防火扉	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況				
(2)		扉、枠及び金物	扉の取付けの状況				
(3)			扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況				
(4)		危害防止装置	作動の状況				
(5)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	設置位置				
(6)			感知の状況				
(7)		温度ヒューズ装置	設置の状況				
(8)			スイッチ類及び表示灯の状況				
(9)		連動制御器	結線接続の状況				
(10)				接地の状況			
(11)				予備電源への切り替えの状況			
(12)			連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況			
(13)				容量の状況			
(14)		自動閉鎖装置		設置の状況			
(15)			再ロック防止機構の作動の状況				
(16)	総合的な作動の状況		防火扉の開鎖の状況				
(17)			防火区画の形成の状況				
上記以外の検査項目							
特記事項							
番号	検査項目	指摘の具体的内容等	改善の具体的内容等	改善（予定）年月			

(注意)

- ① この書類は、建築物ごとに作成してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の8様式第二面4欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該防火設備の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。
- ④ 該当しない検査項目がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当検査者番号」欄までを取消線で抹消してください。
- ⑤ 「検査結果」欄は、別表（い）欄に掲げる各検査項目ごとに記入してください。
- ⑥ 「検査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表（い）欄に掲げる検査項目について同表（ろ）欄に掲げる検査事項のいずれかが同表（に）欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- ⑦ 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥に該当しない場合に○印を記入してください。
- ⑧ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- ⑨ 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該防火設備の検査を行った検査者が1人の場合は、記入しなくても構いません。
- ⑩ 「上記以外の検査項目」欄は、第1ただし書の規定により特定行政庁が検査項目を追加したときに、当該検査項目を追加し、⑤から⑨に準じて検査結果等を記入してください。また、第1第2項の規定により同項に規定する図書等に検査の方法が記載されている場合に、当該図書等に記載されている検査項目を追加し、⑤から⑨に準じて検査結果等を記入してください。なお、これらの項目がない場合は、この欄を削除して構いません。
- ⑪ 「特記事項」は、検査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目の番号、検査項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（ ）書きで記入してください。
- ⑫ 各階平面図を別添1の様式に従い添付し、防火扉の設置されている箇所及び指摘（特記すべき事項を含む）のあった箇所を明記してください。なお、別添1の様式は別記第二号、別記第三号又は別記第四号の各々の別添1の様式に記載すべき事項を合わせて記載することとして構いません。
- ⑬ 要是正とされた検査項目（既存不適格の場合を除く。）については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添2の様式に従い添付するとともに、撮影した写真の位置を別添1の様式に明記してください。

検査結果表
(防火シャッター)

当該検査に関与した検査者	代表となる検査者	氏 名	検査者番号
	その他の検査者		

番号	検査項目	検査事項	検査結果			担当検査者番号
			指摘なし	要是正	既存不適格	
(1)	防火シャッター	設置場所の周囲状況	閉鎖の際となる物品の放置の状況			
(2)		駆動装置	軸受け部のブラケット、巻取りシャフト及び開閉機の取付けの状況※			
(3)			スプロケットの設置の状況※			
(4)			軸受け部のブラケット、ベアリング及びスプロケット又はロープ車の劣化及び損傷の状況※			
(5)			ローラチェーン又はワイヤーロープの劣化及び損傷の状況			
(6)			スラット及び座板の劣化等の状況			
(7)		カーテン部	吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況			
(8)		ケース	劣化及び損傷の状況			
(9)		まぐさ及びガイドレール	劣化及び損傷の状況			
(10)		危害防止装置	危害防止用運動中継器の配線の状況			
(11)			危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状況			
(12)			危害防止装置用予備電源の容量の状況			
(13)			座板感知部の劣化及び損傷並びに作動の状況			
(14)			作動の状況			
(15)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	設置位置			
(16)		感知器及び熱感知器	感知の状況			
(17)		温度ヒューズ装置	設置の状況			
(18)		連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況			
(19)			結線接続の状況			
(20)			接地の状況			
(21)		連動機構用予備電源	予備電源への切り替えの状況			
(22)			劣化及び損傷の状況			
(23)			容量の状況			
(24)		自動閉鎖装置	設置の状況			
(25)		手動閉鎖装置	設置の状況			
(26)		防火シャッターの閉鎖の状況				
(27)		防火区画の形成の状況				
上記以外の検査項目						
特記事項						
番号	検査項目	指摘の具体的内容等	改善の具体的内容等	改善(予定)年月		

(注意)

- ① この書類は、建築物ごとに作成してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の8様式第二面4欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該防火設備の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。
- ④ 該当しない検査項目がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当検査者番号」欄までを取消線で抹消してください。
- ⑤ 「検査結果」欄は、別表(イ)欄に掲げる各検査項目ごとに記入してください。
- ⑥ 「検査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表(イ)欄に掲げる検査項目について同表(ろ)欄に掲げる検査事項のいずれかが同表(に)欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- ⑦ 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥に該当しない場合に○印を記入してください。
- ⑧ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- ⑨ 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該防火設備の検査を行った検査者が1人の場合は、記入しなくても構いません。
- ⑩ ※欄は、日常的に開閉するものについてのみ記入してください。
- ⑪ 「上記以外の検査項目」欄は、第1ただし書の規定により特定行政庁が検査項目を追加したときに、当該検査項目を追加し、⑤から⑨に準じて検査結果等を記入してください。また、第1第2項の規定により同項に規定する図書等に検査の方法が記載されている場合に、当該図書等に記載されている検査項目を追加し、⑤から⑨に準じて検査結果等を記入してください。なお、これらの項目がない場合は、この欄を削除して構いません。
- ⑫ 「特記事項」は、検査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合であっても特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目の番号、検査項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を()書きで記入してください。
- ⑬ 各階平面図を別添1の様式に従い添付し、防火シャッターの設置されている箇所及び指摘(特記すべき事項を含む)のあった箇所を明記してください。なお、別添1の様式は別記第一号、別記第三号又は別記第四号の各々の別添1の様式に記載すべき事項を合わせて記載することと構いません。
- ⑭ 要是正とされた検査項目(既存不適格の場合を除く。)については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添2の様式に従い添付するとともに、撮影した写真の位置を別添1の様式に明記してください。

検査結果表
(耐火クロスクリーン)

当該検査に関与した検査者	氏 名		検査者番号
	代表となる検査者		
	その他の検査者		

番号	検 査 項 目	検査事項	指摘 なし	検査結果		担当 検査者 番号
				要是正	既 存 不 適 格	
(1)	耐火クロスクリーン	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況			
(2)		駆動装置	ローラチェーンの劣化及び損傷の状況			
(3)		カーテン部	耐火クロス及び座板の劣化及び損傷の状況			
(4)			吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況			
(5)		ケース	劣化及び損傷の状況			
(6)		まぐさ及びガイドレール	劣化及び損傷の状況			
(7)		危害防止装置	危害防止用連動中継器の配線の状況			
(8)			危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状況			
(9)			危害防止装置用予備電源の容量の状況			
(10)			座板感知部の劣化及び損傷並びに作動の状況			
(11)			作動の状況			
(12)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	設置位置			
(13)			感知の状況			
(14)		連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況			
(15)			結線接続の状況			
(16)			接地の状況			
(17)		連動機構用予備電源	予備電源への切り替えの状況			
(18)			劣化及び損傷の状況			
(19)			容量の状況			
(20)		自動閉鎖装置	設置の状況			
(21)		手動閉鎖装置	設置の状況			
(22)		総合的な作動の状況	耐火クロスクリーンの閉鎖の状況			
(23)			防火区画の形成の状況			
上記以外の検査項目						
特記事項						
番号	検査項目	指摘の具体的内容等	改善の具体的内容等		改善（予定）年月	

(注意)

- この書類は、建築物ごとに作成してください。
- 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の8様式第二面4欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該防火設備の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。
- 該当しない検査項目がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当検査者番号」欄までを取消線で抹消してください。
- 「検査結果」欄は、別表(イ)欄に掲げる各検査項目ごとに記入してください。
- 「検査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表(イ)欄に掲げる検査項目について同表(ろ)欄に掲げる検査事項のいずれかが同表(に)欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥に該当しない場合に○印を記入してください。
- 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該防火設備の検査を行った検査者が1人の場合は、記入しなくても構いません。
- 「上記以外の検査項目」欄は、第1ただし書の規定により特定行政庁が検査項目を追加したときに、当該検査項目を追加し、⑤から⑨に準じて検査結果等を記入してください。また、第1第2項の規定により同項に規定する図書等に検査の方法が記載されている場合に、当該図書等に記載されている検査項目を追加し、⑤から⑨に準じて検査結果等を記入してください。なお、これらの項目がない場合は、この欄を削除して構いません。
- 「特記事項」は、検査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目の番号、検査項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を()書きで記入してください。
- 各階平面図を別添1の様式に従い添付し、耐火クロスクリーンの設置されている箇所及び指摘(特記すべき事項を含む)のあった箇所を明記してください。なお、別添1の様式は別記第一号、別記第二号又は別記第四号の各々の別添1の様式に記載すべき事項を合わせて記載することとして構いません。
- 要是正とされた検査項目(既存不適格の場合を除く。)については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添2の様式に従い添付するとともに、撮影した写真の位置を別添1の様式に明記してください。

検査結果表
(ドレンチャーその他の水幕を形成する防火設備)

当該検査に関与した検査者	代表となる検査者	氏 名	検査者番号
	その他の検査者		

番号	検 査 項 目	検査事項	指摘 なし	検査結果		担当 検査者 番号
				要是正	既 存 不 適 格	
(1)	ドレンチャー 等	設置場所の周囲状況	作動の障害となる物品の放置の状況			
(2)		散水ヘッド	散水ヘッドの設置の状況			
(3)		開閉弁	開閉弁の状況			
(4)		排水設備	排水の状況			
(5)		水源	貯水槽の劣化及び損傷、水質並びに水量の状況			
(6)		加圧送水装置	給水装置の状況			
(7)			ポンプ制御盤のスイッチ類及び表示灯の状況			
(8)			結線接続の状況			
(9)			接地の状況			
(10)			ポンプ及び電動機の状況			
(11)			加圧送水装置用予備電源への切り替えの状況			
(12)			加圧送水装置用予備電源の劣化及び損傷の状況			
(13)			加圧送水装置用予備電源の容量の状況			
(14)			圧力計、呼水槽、起動用圧力スイッチ等の付属装置の状況			
(15)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	設置位置			
(16)			感知の状況			
(17)		制御盤	スイッチ類及び表示灯の状況			
(18)			結線接続の状況			
(19)			接地の状況			
(20)			予備電源への切り替えの状況			
(21)		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況			
(22)			容量の状況			
(23)		自動作動装置	設置の状況			
(24)		手動作動装置	設置の状況			
(25)	総合的な作動の状況	ドレンチャー等の作動の状況				
(26)		防火区画の形成の状況				
上記以外の検査項目						
特記事項						
番号	検査項目	指摘の具体的内容等	改善の具体的内容等	改善(予定)年月		

(注意)

- ① この書類は、建築物ごとに作成してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の8様式第二面4欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該防火設備の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。
- ④ 該当しない検査項目がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当検査者番号」欄までを取消線で抹消してください。
- ⑤ 「検査結果」欄は、別表(イ)欄に掲げる各検査項目ごとに記入してください。
- ⑥ 「検査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表(イ)欄に掲げる検査項目について同表(ロ)欄に掲げる検査事項のいずれかが同表(ニ)欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- ⑦ 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥に該当しない場合に○印を記入してください。
- ⑧ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- ⑨ 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該防火設備の検査を行った検査者が1人の場合は、記入しなくても構いません。
- ⑩ 「上記以外の検査項目」欄は、第1ただし書の規定により特定行政庁が検査項目を追加したときに、当該検査項目を追加し、⑤から⑨に準じて検査結果等を記入してください。また、第1第2項の規定により同項に規定する図書等に検査の方法が記載されている場合に、当該図書等に記載されている検査項目を追加し、⑤から⑨に準じて検査結果等を記入してください。なお、これらの項目がない場合は、この欄を削除して構いません。
- ⑪ 「特記事項」は、検査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目の番号、検査項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を()書きで記入してください。
- ⑫ 各階平面図を別添1の様式に従い添付し、ドレンチャーその他の水幕を形成する防火設備の設置されている箇所及び指摘(特記すべき事項を含む)のあった箇所を明記してください。なお、別添1の様式は別記第一号、別記第二号又は別記第三号の各々の別添1の様式に記載すべき事項を合わせて記載することと構いません。
- ⑬ 要是正とされた検査項目(既存不適格の場合を除く。)については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添2の様式に従い添付するとともに、撮影した写真の位置を別添1の様式に明記してください。

検査結果図

注) 各階平面図を添付し、検査の対象となる防火設備の設置されている箇所及び注欄(特記すべき事項を含む)のあった箇所を明記すること。

別添2様式（A4）

関係写真

部位	番号	検査項目	検査結果
			☐ 要是正 ☐ その他
写真貼付		特記事項	

部位	番号	検査項目	検査結果
			☐ 要是正 ☐ その他
写真貼付		特記事項	

（注意）

- ① この書類は、検査の結果で「要是正」とされた項目のうち、「既存不適格」ではない項目について作成してください。また、「既存不適格」及び「指摘なし」の項目についても、特記すべき事項があれば、必要に応じて作成してください。「要是正」の項目がない場合は、この書類は省略しても構いません。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「部位」欄の「番号」、「検査項目」は、それぞれ別記様式の番号、検査項目に対応したものを記入してください。
- ④ 「検査結果」欄は、検査の結果、要是正の指摘があった場合は「要是正」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、それ以外の場合で特記すべき事項がある場合は「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑤ 写真は、当該部位の外観の状況が確認できるように撮影したものを添付してください。